

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する 事業の実施に関する基本方針について

1. 基本方針とは

特定事業の実施に関する基本的な方針を定めるもの

（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）第4条第1項）

※ 特定事業とは、公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

2. 基本方針に定めるべき事項

基本方針は、特定事業の実施について、次に掲げる事項を定めることとされている（PFI法第4条第2項）。

- ・ 民間事業者の提案による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的な事項
- ・ 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項
- ・ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項
- ・ 公共施設等運営権に関する基本的な事項
- ・ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項
- ・ その他特定事業の実施に関する基本的な事項

3. 基本方針の作成の流れ

- ・ 民間資金等活用事業推進会議が、基本方針の案を作成する（PFI法第20条の2第2項第1号）。
- ・ 民間資金等活用事業推進会議は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、各省各庁の長に協議するとともに、民間資金等活用事業推進委員会の意見を聴かなければならない（PFI法第20条の2第3項）。
- ・ 内閣総理大臣は、基本方針の案につき閣議の決定を求めなければならない（PFI法第4条第4項）。